

(介護予防) 通所介護事業所 様

健康部高齢介護課長

(介護予防) 通所介護個別機能訓練加算算定について (通知)

平素は、本市の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の福祉指導課実地指導におきまして、(介護予防) 通所介護事業所における個別機能訓練加算 (I) の算定要件〔大臣基準告示・十六〕である常勤専従の理学療法士等 (機能訓練指導員) が配置されていない事業所があり、体制が加算の基準に満たないと指導事案がありました。

つきましては、上記の加算算定をされる場合は、人員基準を十分精査し算定して頂きますよう宜しくお願い致します。

記

1. 算定要件

・個別機能訓練加算 (I) に係る機能訓練は提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定通所介護の単位 (指定居宅サービス基準第93条第5項に規定する通所介護の単位をいう。) の利用者に対して行うものであること。この場合において、例えば1週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等が配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とならない。(個別機能訓練加算 (II) の要件に該当している場合は、その算定対象となる。)ただし、個別機能訓練加算 (I) の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めないとされている。

・個別機能訓練加算 (II) に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業における看護職員としての人員基準の算定には含めない。〔老企第36号第2の7(9)〕

なお、個別機能訓練加算の事務処理手順例及び様式例については、別に通知(平成27年3月27日老振発0327第2号) するところによるものとする。

松原市健康部高齢介護課 認定係

担当：木村

電話：072-334-1550

Fax：072-337-3052

E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp